

法人シート（概要説明書）						
法人名		社団法人日本臓器移植ネットワーク				
当省担当部局		健康局	担当課・室名	疾病対策課臓器移植対策室		
沿革		昭和50年8月 社団法人腎臓移植普及会発足 平成7年4月 社団法人日本腎臓移植ネットワークに名称変更 平成9年10月 臓器の移植に関する法律施行、同法第12条に基づくあっせん業の許可併せて、社団法人日本臓器移植ネットワークに名称変更				
※1 役員	役員数	39	うち常勤役員数	3	うち非常勤役員数	36
	職員数	38	うち常勤職員数	34	うち非常勤職員数	4
※2 国家公務員再就職者の状況	官庁OB役員数	4 (3) → 4 (3)	うち常勤役員数	1 (1) → 1 (1)	うち非常勤役員数	3 (2) → 3 (2)
	官庁OB職員数	1 (1) → 0 (0)	うち常勤職員数	1 (1) → 0 (0)	うち非常勤職員数	0 (0) → 0 (0)
法人概要	目的 (何のために)	臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。				
	対象 (誰/何を対象に)	臓器提供者（ドナー）及びその家族、移植希望者（レシピエント）、その他移植関係者				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①臓器の移植に関する調査及び研究並びにそれらに対する援助 ②臓器移植に関する医師及び医療機関相互の協力体制の樹立に対する協力及び援助（臓器移植の重要性を理解し、これに協力する医師、医療機関及び関係団体に対する援助を含む。）（国からの補助事業） ③臓器移植の知識の普及及び啓発（国からの補助事業） ④移植希望者の登録、臓器提供者の確保、移植適合者の選定その他の死体の臓器の提供のあっせん（国からの補助事業） ⑤臓器移植に関する業務に従事する者に対する研修（国からの補助事業） ⑥組織適合性検査のための諸条件の整備（国からの補助事業） ⑦臓器移植を受けた者の社会復帰に対する協力及び援助 ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
年間収入合計 (千円) ※3	1,067,708	年間支出合計 (千円)	1,009,910	負債額 (千円)	216,074	
会費収入	65,110	事業費	851,577	負債相当額	216,074	
財産運用収入	0	管理費	84,059	その他の負債	0	
寄付金収入	13,072	事業に不可欠な固定資産	734	正味財産額	185,287	
補助金等収入	539,146	その他の支出	73,541	内部留保額	166,977	
うち国から	539,146	資産額	401,361	内部留保水準(%)	18	
うち独法等から	0			年間収入に占める国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合(%)	50	
事業収入	400,011	基本財産	0	国・独法等からの補助金等(平成22年度見込み) ※4	856,055	
うち国からの委託費交付総額	0	公益事業基金	0		国からの権限付与の概要	根拠条文
うち独法等からの委託費総額	0	運営固定資産	18,310	—		
その他の収入	50,369	引当資産等	0	—		
		その他の資産	383,051	—		

(※1) 役員数の状況は、平成21年12月1日現在。

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年4月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。

(※3) 年間収入合計等は、平成20年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛での補助金等交付の見込み額を記入。

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	臓器移植対策事業			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 一般会計 (項) 移植医療推進費 (目) 移植対策事業費補助金			
法人名	社団法人日本臓器移植ネットワーク			
事業担当部局	健康局	法人所管部局	健康局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うこと で臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。		
	対象 (誰/何を対象に)	臓器提供者（ドナー）及びその家族、 移植希望者（レシピエント）、 その他移植関係者		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、第三者機関である当該法人が臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。 ②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。 ③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 移植医療に必要な「提供者（ドナー）」を確保するとともに、広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうための普及啓発を行う。		
	根拠法令（具体的な 条文（①条①項など） も記載）	臓器の移植に関する法律 第12条、第17条の2	関係する通知 等	臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン） 臓器移植対策事業実施要綱 臓器移植対策事業費補助金交付要綱
	事業の補助割合	定額（1/2・10/10）		
	事業開始年度	平成15年度	事業終了年度	平成24年度
事業の必要性 (事業を廃止した場合の 問題点を含む。)	①移植医療は、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、無償で臓器を提供する「提供者（ドナー）」 があって、はじめて成立するという他の医療にない特徴を有する。移植機会の公平性を確保しつつ、効果 的な移植を行うためには、ドナーとレシピエントの適合について、医学的な統一の基準の下で、第三者機 関があっせんを行うことが必要不可欠である。 ②また、適切に脳死判定・臓器移植が行われるためには、医療機関におけるマニュアルの作成や医療関係 者の研修などの体制整備やあっせん業に従事する職員に対する法的知識や医学的知識の習得が必要不可欠 である。 ③我が国は諸外国に比べても脳死下での臓器提供数が著しく少ないなかで、移植の機会を待っている患者 の数に比べて圧倒的にドナー数が少ない状況にあることから、一人でも多くの方に移植医療について理解 していただき、臓器提供の意思表示をする環境を整えていくことが必要であり、そのための普及啓発は不 可欠である。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の 問題点を含む。)	臓器移植については、倫理的な観点からあっせんによる対価として財産上の利益を得ることは許 されない。また、患者は既に高額な医療費を負担しており、移植にかかる経費として現状以上に 高額な自己負担を求めることは問題がある。 しかし、寄付金や会費収入等の限られた財源で事業を継続的に実施していくことは財政的に困難 である。 平成21年の臓器移植法の改正も踏まえ、国としても移植対策を着実に推進していく必要があるた め、一定の助成は必要である。			
他省庁、自治体、民間 等における類似事業の 有無	なし			

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名		臓器移植対策事業				
成果目標		あっせん事業については、法律に従い、公平かつ適正に臓器移植・脳死判定が行われるよう移植関係者の体制整備を図る。 普及啓発事業については、一人でも多くの方に移植医療について理解を深めてもらい、臓器提供に関する意思を表示する環境整備を図る。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		臓器提供意思登録サイトアクセス件数	件	22,838	116,189	173,265
		臓器提供意思登録システム新規登録者数	人	4,968	14,095	21,426
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		臓器提供意思表示カードの配布	枚	5,675,649	4,238,842	6,150,549
		臓器提供意思表示シールの配布	枚	3,276,945	2,232,174	7,236,570
予算執行率			%	91.8	99	93.3
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
		リーフレット(意思表示の方法を解説した簡易なパンフレット)	部	1,900,000	4,000,000	9,000,000
		小冊子(移植者や提供者などの手記)	部	615,000	700,000	700,000
国で直接実施	可	理由	—			
	否	理由	<p>当該法人においては、約40名の職員により臓器あっせん事業を行っているところであるが、臓器移植法の改正に伴う移植件数の増加に対応した増員が必要となる。これらの職員を国で直接雇用し事業を実施することは効率性の観点から問題がある。また、臓器提供は、発生のタイミング、発生場所、運搬方法等事例毎に対応が様々であり、臨機応変の柔軟な対応が必要となることから、国が直接事業を実施することは適当でない。</p> <p>普及啓発事業については、国の補助を超える部分は寄付金や会員からの会費の収入源をもって事業を実施している。国で直接実施する場合は、1/2補助の残り分に加え、法人が自主的な財源で賄っている経費についても全て国の予算で充当する必要があるため、予算の増加を招くこととなるため困難である。</p>			
自治体、民間等への移行	可	想定する実施主体	—			
	可	理由	—			
	否	理由	<p>公平で効果的・効率的な臓器あっせん業務を実施するためには、全国の移植希望登録者の情報を一元管理し、全国一律の選定基準で実施することが不可欠であり、当該事業を自治体が個別に実施することは不適當である。</p> <p>更に、自治体で実施した場合、新たな職員の増員などが必要となること、寄付金や会費の収入がなくなることから、かえって非効率かつ予算の増加が必要となることが見込まれ、適当でないところである。</p> <p>また、倫理的な観点からあっせんの対価として財産上の利益を得ることは許されないため、営利を目的とする民間において当該事業を実施することは不適當である。</p>			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		—				

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名		臓器移植対策事業				
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		
内訳	収入	1,064,339	1,121,189	1,067,708		
	国からの補助金収入	484,137	534,756	539,146		
	その他の収入	580,202	586,433	528,562		
	支出	1,053,885	1,099,418	1,009,910		
	収支差	10,454	21,771	57,798		
		平成22年度予算額	人件費			
予算額	事業費	836,943 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)	従事役員数 (厚労省〇B分再掲)
	人件費	0 千円		常勤職員	( 0 ) 0 千円	( 0 ) 0 人
	管理費	20,012 千円		非常勤職員	( 0 ) 0 千円	( 0 ) 0 人
	総計	856,955 千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
内訳	決算額（千円）	630,334	594,595	619,188		
	事業費	610,868	574,323	598,860		
	人件費	0	0	0		
	管理費	19,466	20,272	20,328		
再委託・補助			平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）	
	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	2/29	2/31	2/31		
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	1/12	1/14	1/14		
	再委託・補助先 (名称)	財団法人日本腎臓財団 財団法人日本アイバンク協会	財団法人日本腎臓財団 財団法人日本アイバンク協会	財団法人日本腎臓財団 財団法人日本アイバンク協会		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
-	-	-	-	

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
-	-	-	-	